

愛知県高病原性鳥インフルエンザ緊急対策資金利子補給補助金交付要綱
(令和4年12月20日付け4農経第940号愛知県農業水産局長通知)

(通則)

第1 愛知県高病原性鳥インフルエンザ緊急対策資金(以下「緊急対策資金」という。)利子補給補助金(以下「補助金」という。)は、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)(以下「法」という。)により所有する家畜の殺処分等を実施し、国からの手当金等を受給する見込みの農業者の早期の経営再建等を支援するため、国からの手当金等を受給するまでの間、金融機関が農業者に無利子で貸し付けた既存の資金において、金融機関が本来得るべき利子相当額を、金融機関に対し予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則(昭和55年愛知県規則第8号)(以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(利子補給対象資金)

第2 第1の規定より利子補給を行う資金は、次に掲げる者(以下「被害農業者」という。)が法第58条の手当金及び法第60条の交付金(以下「手当金等」という。)を受給するまでの緊急対策資金とし、金融機関の既存の資金とする。

なお、金融機関による緊急対策資金の融資額は、手当金等の受給見込額を上限とする。

- (1) 法第16条により所有する家畜の殺処分や物品の埋却処分等を実施し、その損失に対し法第58条の手当金を受給する見込みの農業者
- (2) 法第32条により高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するための家畜や物品等の移動若しくは移出の禁止若しくは制限を受け、その損失に対し法第60条の交付金を受給する見込みの農業者

(利子補給対象者)

第3 第2に規定する資金を貸し付けようとする金融機関(以下「融資機関」という。)は、愛知県高病原性鳥インフルエンザ緊急対策資金取扱金融機関の指定申請書(様式第1)により県に申請し、指定を受けるものとする。

2 融資機関は、第2に規定する資金を貸し付ける前に愛知県高病原性鳥インフルエンザ緊急対策資金貸付目標額協議書(様式第2)により貸付目標額について知事と協議するものとする。

3 補助金の交付を希望する融資機関は、愛知県高病原性鳥インフルエンザ緊急対策資金利子補給対象者承認申請書(様式第3)を、緊急対策資金を貸し付けた翌月5日までに知事に提出するものとする。

4 知事は、前項の申請書を受理したときは内容を審査し、利子補給対象者として適当と認めた融資機関に対して、利子補給対象者承認申請書を受理した月の25日までに愛知県高病原性鳥インフルエンザ緊急対策資金利子補給対象者承認書(様式第4)を交付する。

(利子補給率、利子補給額等)

第4 補助金の額は、利子補給対象者がそれぞれの被害農業者ごとに貸付日から12月31日まで、あるいは被害農業者が手当金の交付を受けて緊急対策資金を償還した日のいず

れか早い日までの期間において本来得られた利息を既存の資金の利率を基に算定して得た額の合計額の範囲内とする。

ただし、期間中の利息には、遅延損害金及び違約金は含まないものとする。

- 2 前項で規定する利子補給対象者ごとに適用する既存の資金の利率の上限は1%以内とする。
- 3 知事は、補助金の額を確認するため、被害農業者による緊急対策資金の償還状況等について、利子補給対象者に対して照会し、その他必要な書類の提出を求めることができる。

(補助金の交付申請)

第5 利子補給対象者としての承認を受け、補助金の交付を受けようとする融資機関(以下「申請者」という。)は、愛知県高病原性鳥インフルエンザ緊急対策資金利子補給補助金交付申請書(様式第5)に利子補給計算書(様式第6)を添付して1月31日までに知事に提出するものとする。

(補助金の交付の決定)

第6 知事は、第5の利子補給補助金交付申請書を受理したときは内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めた場合は、速やかに愛知県高病原性鳥インフルエンザ緊急対策資金利子補給補助金交付決定通知書(様式第7)を申請者に交付する。

(実績報告及び補助金等の額の確定)

第7 規則第13条に規定する実績報告及び規則第14条に規定する補助金の額の確定は、補助金の交付の申請及び交付決定の通知をもってこれに代える。

(補助金の交付)

第8 申請者は補助金の交付の決定後、速やかに愛知県高病原性鳥インフルエンザ緊急対策資金利子補給補助金交付請求書(様式第8)を知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の請求書に基づき、速やかに補助金を申請者に交付する。

(損失補償)

第9 本制度により融資を受けた被害農業者が借入金の償還が不能となったことにより、融資機関が損失を受けたときは、当該損失額を県が補償するものとする。

(償還日)

第10 被害農業者は手当金等の交付決定を受けた場合は、償還期限にかかわらず、交付後7日以内に速やかに借入金債務の償還に充てるものとする。

(書類の提出)

第11 この要綱に基づく書類の提出は、被害農業者の住所地を所管する農林水産事務所に2部を提出する。

農林水産事務所は、この要綱に基づく書類の提出を受けた場合は、速やかに農業経営課へ1部を送付する。

(手当金等の管理)

第12 融資機関は融資を受ける被害農業者に国と県からの手当金等を受け入れる専用通帳を発行し、緊急対策資金を速やかに償還できるようにするものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和4年12月20日から施行する。